

美しい 県土づくりNEWS

知恵と工夫

2006 年

Apr 4

岩手県県土整備部手づくり広報誌

美しい県土づくり NEWS 21 号

平成 18 年 4 月 10 日発行

編集 県土整備企画室

CONTENTS

Page

2	● 今月のひと 西畑県土整備部長
3	● 品確法に基づく対応方針等の策定
7	● 木造住宅耐震診断支援事業の対象区域 を県内全域に拡大
8	● 閉伊川・津軽石川浸水想定区域を指定
9	● 住民団体等との草刈業務委託の取組
10	● トピックス
11	● インフォメーション
12	● みんなの声

岩手の残したい景観 Vol.12

一関市釣山公園の東屋から見る一関の町中を流れる桜の磐井川の景観

【選ばれた理由】

岩手磐井の一関は 05 年 9 月に大合併をしたが、めぐる季節や山河は何ひとつ変わらない。一関駅から 10 分の釣山公園はかつては田村藩の要所。その西の端にある東屋からは全市が一望できる。春、磐井川の堤防には延々と桜並木が続く。流れは北の束稲山の方に向かい、やがて町中で西にカーブして北上川と合流する。対面する北に見える束稲山も桜の名所で、桜町の地名も残る一関は桜の名所だ。



「いわての残したい景観」は県土整備部都市計画課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/01machi/nkeikan/nkdbtop.htm>



にしはた まさし
西畑 雅司

4月に岩手県県土整備部長を拝命しました。宜しく願い申し上げます。

新年度を迎え、新たな気持ちで、それぞれの職場で、精進されておられることと存じます。

心身とも健康にご留意され、それぞれの立場で、ご活躍されることを心からご祈念申し上げます。

ところで、私が盛岡に来たのは、ちょうど2年前の4月1日です。その日は雪が降っており、とても寒かったことを記憶しています。

私は、昭和55年に旧建設省に入り、仙台市、山形県寒河江市、和歌山市、東京都世田谷区、千葉県野田市、埼玉県越谷市、福井市、石巻市、さいたま市と転々と移り住み、そして、ここ盛岡市が10カ所目の居住地となったのです。

あれから2年、5月から10月までの盛岡は、今まで住んだ、どの都市より、美しく、落ち着いた、住みやすいところと感じております(奈良県の生まれで、厳冬の盛岡の寒さだけでは悪戦苦闘しております)。

休みの日には、県内をドライブすることを楽しみにしておりますが、特に、新緑の頃や秋の紅葉の時期に県道を走ると、まさに、緑の回廊、錦の小道とも言うべき美しさに目を奪われることがあります。

就職前には、京都にも6年暮らしており、南禅寺や曼殊院の紅葉は、よく手入れされ、繊細で実に美しかった思い出があるのですが、岩手の紅葉は雄大で飾り気がないのが特に気に入っています。

現在の日本は、かつてないほど豊かな緑に覆われていて、しかも同時に、高度な工業社会を形成し、世界から見れば豊かな暮らしをしています。

地震、火山噴火、豪雨、豪雪等の厳しい自然条件から傷つきやすい国土に、ちょう密な人口圧力がかかっていた日本は、とうの昔に生態系を破壊させ人々は悲惨の底に沈んでいてもおかしくなかったのですが、日本人は国土をそれほど収奪しなかったと言われております。

木が1本もない^{はげやま}禿山に囲まれて経済発展もできない開発途上国を見るにつけ、苦しい中でも絶えず手を加え適正に管理していくことの重要性を痛感しています。

さて、我々が担当する社会基盤は、人々の生活に不可欠なものであると考えております。施設の管理を担当されている方々は、雨が降れば飛び出し、地震が発生すればその対策に走り回ります。地味な仕事ではありますが、我が国土は、こうした地道な不断の活動がなければ、存立し得ないほど脆弱なものだと考えております。

作家の塩野七生氏は、「ローマ人の物語Xーすべての道はローマに通ずー」のなかで、「公共事業は人間が人間らしい生活をおくるために必要な事業である。インフラは市民の生活を下支えし、付加価値の高い市民の活動を保障する。また、逆に市民が織りなす文化によってインフラの方向性も与えられる。本来、公共事業は市民と敵対する関係にはない。社会の下部構造としての公共事業が上部構造の文明を支える。」と述べておられます。

人と予算が削減され、公共事業は無駄と繰り返されると何か発言しにくいような雰囲気になってしましますが、誇りを持っていい仕事をし、その下部構造の上に、薫り高き文化が花咲くよう、微力ですが精進していきたいと考えております。

4月
主要行事

● 「平滝川漆原橋」渡り初め式

- 期日 4月8日(土)
- 時間 11時~14時
- 場所 花巻市(石鳥谷)
- 担当 花巻総合支局土木部

● 古川沼をきれいにする会総会

- 期日 4月10日(月)
- 時間 13時30分~15時
- 場所 陸前高田市ふれあいセンター
- 担当 大船渡地方振興局土木部

● 第1回耐震改修促進計画策定会議

- 期日 4月12日(水)
- 時間 10時~12時
- 場所 県庁12階特別会議室
- 担当 建築住宅課

● 北上商工会議所建設産業部会との懇談会

- 期日 4月19日(水)
- 時間 15時~17時
- 場所 北上市
- 担当 北上総合支局土木部

● 釜石自動車道東和地区安全祈願祭

- 期日 4月21日(金)
- 時間 10時30分~11時
- 場所 花巻市(東和)
- 担当 花巻総合支局土木部

● 第2回いわて景観行政研究会

- 期日 4月25日(火)
- 時間 13時~17時
- 場所 プラザおでって
- 担当 都市計画課

● 磐井川堤防改修に関する懇談会

- 期日 4月26日(水)
- 時間 13時~16時
- 場所 ベリーノホテル一関
- 担当 一関総合支局土木部

● 平泉町重要公共施設デザイン会議

- 期日 4月27日(木)
- 時間 14時~16時
- 場所 平泉町役場会議室
- 担当 一関総合支局



公共工事の品質確保の促進に関する法律 に基づく対応方針等を策定しました！

【趣旨】

平成 17 年 4 月 1 日に施行された標記法律に基づく県土整備部の対応を「公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく対応方針」を定めるとともに、同法に基づく総合評価の導入について「県土整備部総合評価落札方式試行方針」として定め、それぞれの方針に基づき計画的推進を図ることとしました。

●公共工事の品質確保の促進に関する法律対応方針

1 目的

県は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）（以下「品確法」という。）の施行の趣旨に鑑み、公共工事の社会的重用性を踏まえた品質の確保に改めて取り組むこととし、この実現のため、発注者として取り組むべき役割と、支援者としての県下市町村への対応について、同法に基づき国が示した基本方針に基づき本県の実態を踏まえながら対応方針として定めることで、共通の理念に基づく計画的な推進を図ることを目的とする。

2 対応の基本

対応方針は、品確法に基づく発注者の責務に関する取組みと、発注者（市町村）支援の方策について定めるものとし、特に総合評価落札方式の導入と市町村に対する支援について重点的に取組むこととする。

3 発注者の責務の実現（法第 6 条）

(1) 競争参加者の技術的能力の審査（品確法第 11 条、基本方針第 2-2）

県は、以下の従前対応の継続によって不良不適格業者の排除と、適切な競争参加者の選定に努めるものとする。

ア 有資格者名簿登載時の資格審査（基本方針第 2-2-（1））

県営建設工事請負資格審査によって対応する。

イ 発注工事ごとの入札参加の適格性の審査（基本方針第 2-2-（2））

価格競争による発注にあたっては、原則として同種・類似工事の経験等技術力評価のための基準を予め定め、技術力を確認したうえで競争参加者を選定するよう努める。

(2) 競争参加者の技術提案（総合評価方式の導入）（品確法第 12 条、基本方針第 2-（3））

県は、品確法第 12 条及び 13 条の規定に基づき、工事の発注方式として、総合評価落札方式を導入することとし、以下の方針に基づき推進に努めるものとする。

ア 平成 18 年度から試行を開始し、以降結果に基づく検証を行って本格実施に移行する。

イ 試行は、国のガイドラインに基づく「簡易型」と「標準型」の各総合評価方式を対象とする。

ウ 評価基準の設定にあたっては、制度の目的が実現されるよう、価格評価点と技術評価点の配点及び各評価項目の設定について十分配慮する。

エ 運用に係る具体の制度等については別途定める。

(3) 発注関係事務の環境整備等（品確法第 9 条）

公共工事の発注を所管する各関係部局及び各出先機関（以下「各関係部局等」という。）は、工事発注に係る一連の業務のより適切な実施に向けて、以下の対応に配慮する。

ア 監督要領等に基づく工事監理等の適切な実施（基本方針第 2-5）

イ 成績評定の適切な実施と次回以降の発注における結果の活用（基本方針第 2-5）

ウ 必要な基準や要領等の整備（基本方針第 2-6）

エ 調査・設計業務の発注では、プロポーザル方式等の技術力を評価した業者選定に努め、業務完了後の適切な検査の実施と、的確な成績評定を実施（基本方針第 2-7）

4 発注者（市町村）支援の実施（品確法第 15 条、基本方針第 2-8）

(1) 県は、県内市町村に対する法の周知に努めるとともに、公共事業発注に係る技術力の実態を把握し、国との連携を図りながら、以下の必要な支援を行うものとする。

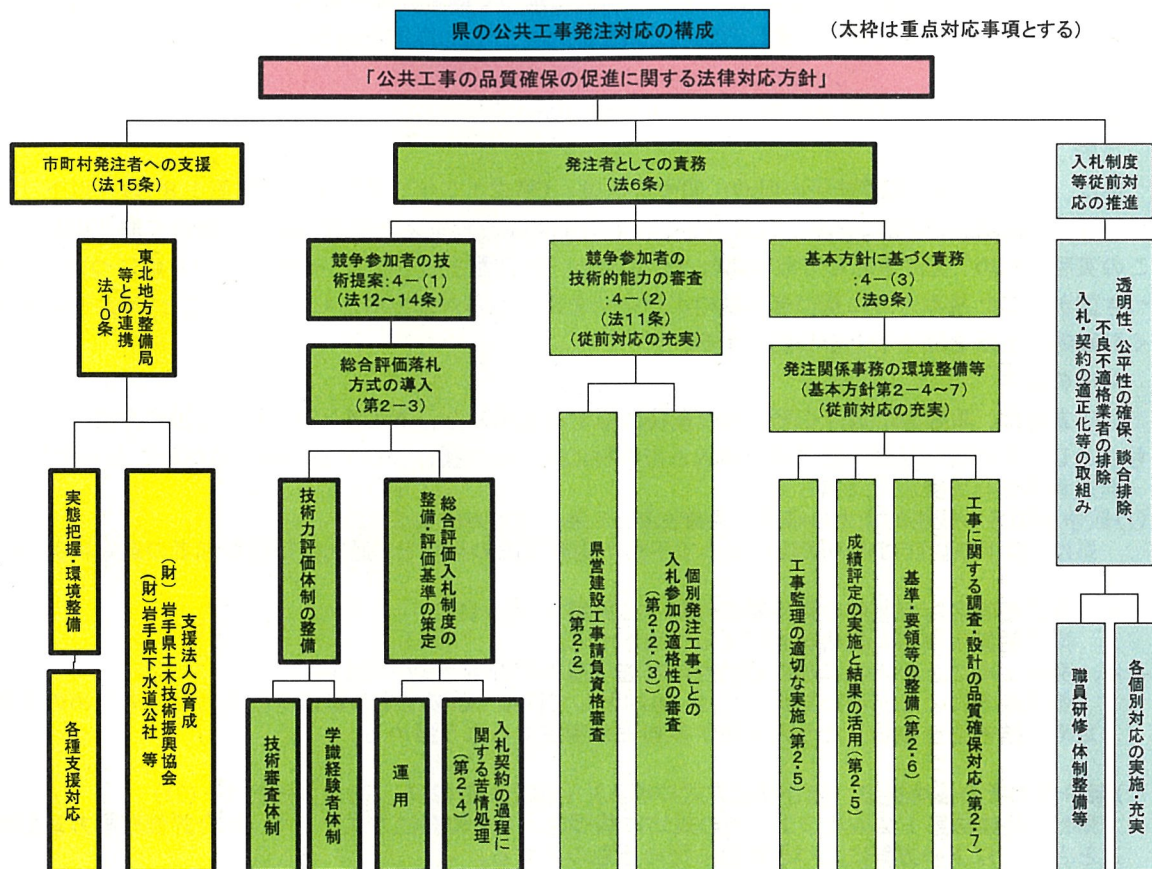
ア 自ら主催等する公共工事に関連する講習会や研修等の実施にあたり、必要に応じて市町村職員も受講者とするよう配慮する。

- イ 市町村から、総合評価の運用等に係る業務支援の要請があった場合は、自らの業務の実態に鑑みて可能な範囲で支援を行うよう努める。
- ウ 市町村が外部の法人等に業務の支援を求める場合、その相手方の選定について要請に基づき協力する。
- エ 関連する各種情報の収集に努め、市町村に対して必要な情報提供等を行う。
- (2) 各関係部局等は、公共工事に関わる所管法人について、品確法第15条に基づく支援業務を契約により行う法人としての適格性を確認し、国等との連携の下で法に基づく位置づけの明確化に配慮するとともに、当該法人が必要な能力を維持向上させるための育成に努める。

5 その他

この対応方針に定めるその他、必要な事項は別途定めることとする。

対応方針については、必要に応じて内容を見直すものとする。



●県土整備部総合評価落札方式試行方針

1 試行の目的

県土整備部は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、総合評価落札方式を導入することとし、以下に想定される効果と具体の運用面での問題の有無を試行によって検証し、本格導入のための課題を把握することを目的とする。

(1) 簡易型

価格のみでなく技術力を総合的に評価することにより、適切な競争環境の整備を図る。

(2) 標準型

優れた技術提案による工事目的物の品質の向上を期待し、工事の特性に応じて選択する以下の事項の効果を實現するとともに、適切な競争環境の整備を図る。

- ① ライフサイクルコストを含む総合的コストの低減
- ② 高い技術力を採用することによる、工事目的物の性能・機能に係る品質向上
- ③ 工期、安全性、環境対策など価格に反映し難い面での技術力への反映

試行に係る制度の策定は、総務部と県土整備部がそれぞれ所掌する事項について調整を図りながら、相互に連携して取り組むものとし、試行結果を踏まえて適宜必要に応じた改善を行うものとする。

なお、「高度技術提案型」についても、将来の導入に向けた検討を継続するものとする。

試行は、円滑な制度運用と、適切な効果の発生について検証し、妥当性が確認された時点で本格導入に移行するものとする。

2 試行計画

(1) 対象工事

ア 対象工種

試行する対象工種は、主要 5 工種（土木、建築、電気、機械、舗装）並びに法面工の計 6 工種とする。

イ 評価方式の要件

総合評価落札方式による工事は、工事の特性を踏まえて、以下の要件に基づき評価方式を適用する。

- ①簡易型：技術的提案の余地が比較的少ないと思われる工事を対象とする。
- ②標準型：請負者の技術提案によって、工事目的物の品質や性能の向上が期待できる工事とし、特に高度な技術力を求めるものは除くものとする。

ウ 工事選定の目安

- ①簡易型：設計額 5 千万円以上 1 億円未満の工事から選定する。
 - ②標準型：設計額 1 億円以上 5 億円未満の工事から選定する。
- なお、入札参加者の地域要件は問わないものとする。

エ 工事の実施

試行対象工事は、当該年度の実施計画に基づき、各事業担当課との協議の基で建設技術振興課が選定し、別に定める「県土整備部総合評価判定委員会」（以下「判定委員会」という。）の承認を得て決定する。

平成 18 年度の、各振興局の実施目標は以下のとおりとする。

なお、「標準型」に該当する工事の発注が目標に満たない振興局については、可能な範囲で対応するものとする。（最大計 138 件を想定）

		土木	舗装	法面	建築	電気	機械	小計	計
各振興局土木部及び岩泉土木事務所（盛岡土木部を除く）	簡易型	2	2	2	0	0	0	6	12
	標準型	2	2	2	0	0	0	6	
盛岡地方振興局土木部	簡易型	2	2	2	1	1	1	9	18
	標準型	2	2	2	1	1	1	9	

3 技術提案条件の設定

県土整備部は、工事の発注にあたって別途定める要領に基づき、技術提案項目の細目と各配点を定め、それに基づく技術提案書の提出を入札参加条件として提示する。

求める技術提案及び項目ごとの配点は、判定委員会の承認を得て決定するものとする。

技術提案項目は以下のとおりとする。

- ①簡易型：請負業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績
簡易な施工計画
地域貢献実績等
- ②標準型：施工計画
配置予定技術者の能力
工事の特性に応じて選択する以下の事項のうちの 1 つ
 - a 総合的なコストの縮減に関する技術
 - b 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術
 - c 社会的要請（環境、交通、省資源対策等）への対応に関する技術

4 技術提案の評価

(1) 評価の役割分担

県土整備部（判定委員会）は、受注希望者が提出した技術提案について、別途定める技術評価指針に基づき採点（技術評価点の算定）を行う。

総務部は、入札価格と技術評価点を総合的に評価して落札者を決定する。

(2) 総合評価の基準

試行における総合評価は、簡易型を「加算方式」、標準型を「除算方式」により実施する。

評価の運用にあたっては、価格評価と技術評価との適切な評価バランスに配慮し、価格評価点 100 点に対して技術評価点を 10 点～30 点の範囲で設定する。

なお、平成 18 年度の運用に係る技術評価点は、簡易型を 10 点、標準型を 15 点として運用する。

5 学識経験者の意見

(1) 求める意見

地方自治法の規定に基づき、県が学識経験者から聴く意見は以下の事項とする。

- ①総合評価落札方式を行おうとする工事と落札者決定に係る基準を定めるとき
：県土整備部（判定委員会）が意見を聴取する。
- ②落札者を決定しようとするとき
：総務部が意見を聴取する。

(2) 学識経験者の選任

県土整備部は、岩手河川国道事務所の職員、岩手河川国道事務所が整備する総合評価判定体制における判定委員、県立大学職員、中立的立場を維持できる県職員のOB等を対象に、年度当初に専門分野ごとの学識経験者名簿を作成し、その中から工事の特性に応じた人材2名を選任し、意見を聴取するものとする。

(3) 意見の聴取方法

県土整備部又は総務部は、学識経験者からの意見を聴くため、又は意見を聴くための前段の説明を行うため、必要に応じて判定委員会への学識経験者の出席を求めるものとする。

なお、意見の聴取方法は、会議の設営の他、効率性に配慮して個別聴取、メールによる照会等も選択できるものとする。

6 苦情処理の対応

選定過程及び結果の公表に伴う評価結果等に対する苦情については、総務部が窓口を設けて対応し、県土整備部は、必要に応じて総務部と連携した対応を行うものとする。

7 技術審査体制の整備

県土整備部は、技術評価の採点等適切な運用を図るための審査体制として、別途定める要領に基づき「県土整備部総合評価判定委員会」を設置する。判定委員会の事務局は建設技術振興課に置き、建設技術振興課総括課長が必要に応じて召集するものとする。

判定委員会は、県下全ての試行案件について以下の事項を所掌するものとする。

- ① 対象工事の選定に関すること
- ② 技術提案項目の設定に関すること
- ③ 技術提案の評価に関すること
- ④ その他必要な事項に関すること

8 本格導入に向けた取組み

(1) 将来的な発注形態

県土整備部の発注工事は、品確法の趣旨を踏まえた「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の各総合評価方式と、技術力評価を伴う「価格競争入札」に区分し、さらに軽微な工事を対象とした「随意契約」に分類して対応するものとする。

(2) 執行体制

ア 業務の所掌

総合評価方式による発注の運用に係る事務の所掌は、以下のア～ウの段階を経て移行させるものとする。

導入時期	県土整備部（県庁）の所掌	地方振興局の所掌
ア 試行時（H18）	県下の案件全て	—
イ 本格実施時（H19～）	「標準型」※	「簡易型」

上記に関わらず、総合評価落札方式の運用にあたって、以下の事項は県土整備部が統括して所掌するものとする。

- ① 技術評価等に関する制度の運用方針の策定と、見直し等に関する事項
- ② 総合評価方式及び技術評価点の配点運用に係る方針決定
- ③ 年度ごとの対象工事数の計画策定と実施計画の承認に関する事項
- ④ 技術評価点算定の運用実態の把握と必要に応じた指導等の実施

イ 審査体制

本格実施にあたり各振興局は、所掌する業務の技術評価の採点等適切な運用を図るための審査体制として、県土整備部総合評価判定委員会に準ずる体制（以下「振興局判定委員会」という。）をそれぞれ整備し運用するものとする。

なお、県土整備部は、県下共通に適正な運用を保持する観点から、各振興局判定委員会の連絡会議の開催等必要な措置を講ずるものとする。

また、各振興局が学識経験者の意見を聴くための必要な環境整備については、県土整備部が県下を統括して対応する。

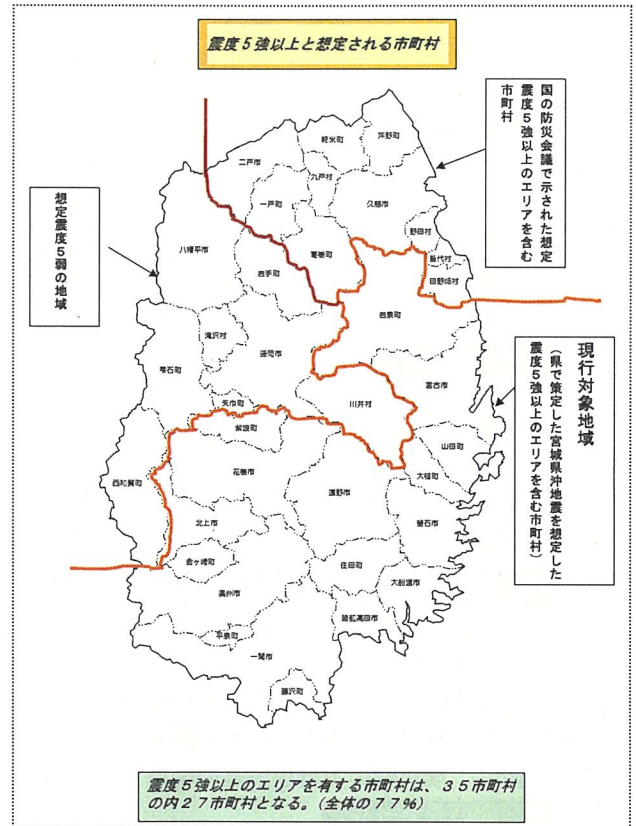
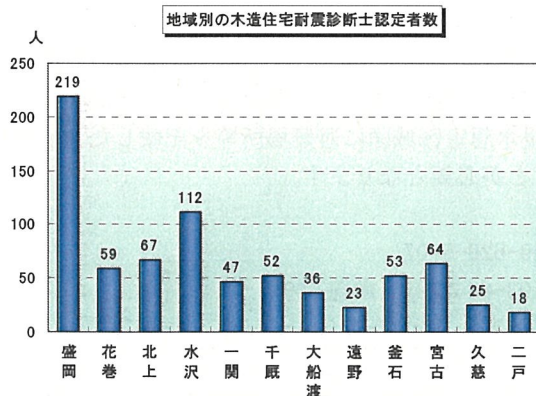


「木造住宅耐震診断支援事業」の事業対象区域を 県内全域に拡大します。

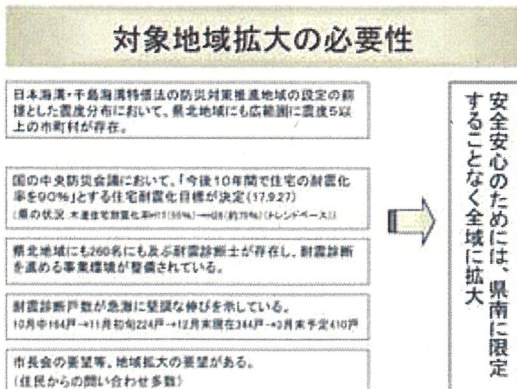
県では、近い将来に起こると予想されている大規模地震による住宅被害を減ずるため、市町村が木造住宅の所有者の求めに応じ耐震診断士の派遣に要する経費を助成する「木造住宅耐震診断支援事業」の事業対象区域を県内全域に拡大することになりました。

【事業対象区域を県内全域に拡大する理由】

- ① 日本海溝・千島海溝特措法の防災対策推進地域設定の前提となる国の想定震度分布においては、これまでの事業対象区域以外に、新たに県北地域の10市町村が震度5強以上になり、それ以外の市町村でも、震度5弱となっていること(右図)
- ② 国の中央防災会議において「今後10年間で住宅の耐震化率を90%」とする住宅耐震化目標が決定され、県においても相当強力な住宅の耐震対策が必要なこと。
県の木造住宅耐震化率:H17(約55%)→H26(約75%)(トレンドベース)
- ③ 市長会、連合いわてからの要望等に、地域拡大の要望があること。
- ④ 拡大しようとする地域にも260名の耐震診断士が存在し、県内全域において耐震診断を進める事業環境が整備されていること



対象地域の拡大について



現行の対象市町村(県のシミュレーション結果)

岩手市、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市、藤沢町、一関市、平泉町、紫波町、遠野市、花巻市、北上市、奥州市、金ヶ崎町

17市町村

新たに震度5強以上と想定された市町村
(H17 国公表)

二戸市、一戸町、九戸村、軽米町、葛巻町、洋野町、久慈市、野田村、番代村、田野畑村

10市町村

震度5強以上のエリアを有する市町村は県内の7.7%に達する。

県のシミュレーション結果と国の想定では震度分布に差異がある。
例: 県震度5強⇔国震度5
県震度5⇔国震度5強

全地域を対象とする



閉伊川・津軽石川の浸水想定区域を指定・公表！

～洪水による浸水の危険性の認識と「いざ」というときの準備のために～

1 閉伊川・津軽石川浸水想定区域図の指定

閉伊川、津軽石川が、氾濫した場合の浸水想定区域及び水深を示した「閉伊川・津軽石川浸水想定区域図」を平成18年3月24日に指定・公表し、関係市町村へ通知しました。

この「浸水想定区域図」は、平成17年5月に改正、7月1日に施行された水防法第14条第1項の規定並びに第3項の規定に基づくもので、水防警報指定河川である閉伊川・津軽石川において計画で想定している洪水が発生し、万が一氾濫した場合の浸水想定区域及び水深を示しています。

なお、支川の氾濫、想定を越える降雨、津波・高潮、内水による氾濫を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されて区域においても浸水が発生する場合や想定される浸水が実際の浸水深と異なる場合があります。

閉伊川、津軽石川の浸水想定区域に指定される関係市町村は、宮古市となります。

全国では、平成17年9月末時点で国が管理する河川で108水系202河川が、都道府県が管理する河川で30水系55河川が浸水想定区域の指定・公表を行っています。

参照：浸水想定区域図のホームページリンク（平成17年9月30日現在）

<http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/syozaiti/sinsui/sinsui-ref3.html>

2 閲覧場所

閉伊川・津軽石川浸水想定区域図は下記の場所で閲覧できます。

● 岩手県 県土整備部 河川課

● 宮古地方振興局 土木部

また、4月下旬を目途にいわてデジタルマップによりインターネットで閲覧ができるように作業を進めていきます。 ※いわてデジタルマップ <http://gisweb.pref.iwate.jp/guide/index.html>

3 洪水ハザードマップの作成

今後、関係市町村と連携して「洪水ハザードマップ」の作成を進めます。

水防法では、浸水想定区域の指定・通知を受けた関係市町村は、住民に対して水位情報の伝達方法や避難場所等の周知を行うことを求めています。

このため、関係市町村は「洪水ハザードマップ」（浸水想定区域図に避難場所等を記載したマップ）等を作成し、洪水時の避難場所等の情報を住民へ周知することが必要となります。

4 問い合わせ先

岩手県 県土整備部 河川課河川海岸担当 TEL 019-629-5907

宮古地方振興局 土木部河川砂防チーム TEL 0193-64-2221（内線 309）

閉伊川浸水想定区域図



津軽石川浸水想定区域図





住民団体等との草刈り業務委託の取組み

1 事業の経緯

従来より、県が管理する道路の草刈業務については、路線の重要性等を考慮し計画的に業者委託により実施されているところであります。しかし、各地域統一的な基準で行っているため、「地域の実情にあった草刈が出来ていない部分がある」といったことが各地域でのワークショップで提言されました。

本事業はこれらの意見を受け、地域でできることは地域で、地域の実情に合った形で実施してもらおうという考えから、草刈業務の一部を意欲のある住民団体に委託し、県と県民が協働し、よりよい地域づくり・道路管理を行うことを目的としており、現在検討を進めているところです。

2 事業の内容・メリット

今回の取組みは、これまで業者委託により行っていた草刈業務を、自治会等の地域の住民団体に委託し、周辺地域の県管理道路の草刈りを行っていただくものです。委託契約を結ぶことにより、地域は契約した区間の草刈を責任をもって行い、また完了後には県より業務の対価が支払われます。

本事業を実施することによって、下記のような効果が期待されます。

- 1) 草刈の時期を早める、通学路やカーブ区間の実施回数を増やすといった地域の実情に合わせた草刈が地域の判断で行うことができるようになる。
- 2) 地域住民が集まって作業を行うことにより、地域の連帯感が深まる。
- 3) 自治会等に作業の対価が支払われ、その費用を活用することにより、自治会の活動の幅が広がる。

3 年次計画

本事業は、下記のような年次計画で進められていきます。

- 1) H18 は主に、昨年度ワークショップを実施した団体のうち意欲ある団体について試験的に実施します。
- 2) H19 以降は、試験的に実施した結果を検証、内容を見直した後、HP 等で積極的に事業を PR し、実施団体を拡大します。

	H17	H18	H19～
新しい道路維持管理のあり方の検討(ワークショップ等)	花巻・水沢・一関・岩泉・二戸でワークショップを開催	その他地域でワークショップを開催	継続的に実施
住民団体等への草刈業務委託		主にワークショップに参加した団体について試験的に実施	積極的にPRを行い実施団体を拡大

4 草刈実施範囲

委託契約を結び、草刈を実施していただく範囲は右のとおりです。

- 1) 草刈の対象箇所は、道路両脇 0.5～1.0m とします。
- 2) 草刈の実施区間は、土木部と協議の上決定し、委託を受ける団体が存在する地域、または隣接する地域の範囲内とします。



5 その他

県管理道路の草刈を実施したいけど、大げさなものはちょっとという団体には、「道と川ボランティア活動等支援事業」という制度があります。これは草刈等をボランティアで行う団体に対し、草刈機の替え刃やゴミ袋、軍手といった物品をボランティア団体に支援する制度です。こちらも併せてご検討ください。



美しい景観セミナーを開催！

盛岡地域／3月11日(土)

3月11日(土)、盛岡市コミュニケーションギャラリー・リリオで、「美しいいわて景観セミナー」を開催しました。これは、昨年実施した「景観連続セミナー」の成果をもとに身近な景観を考えるワークショップで、66名の方々が参加しました。

当日は、連続セミナーで行った盛岡市大ヶ生地区、奥州市胆沢地区、花巻市台温泉地区の景観調査の結果について、調査員が報告した後、地元住民代表者と意見交換をしました。

その後、ケーススタディの結果をもとに、3つの設問を用意し、参加者に番号札を使って回答していただく「景観ワークショップ」を行いました。



北里大学水産学部・盛川漁協と意見交換！

大船渡地区／3月14日(火)

北里大学水産学部朝日田助教授と研究室の学生、盛川漁協佐藤組合長さんと、河川砂防系工事について意見交換を行いました。大学の学生は盛川などの調査を通じて様々な情報を持っており、今まで気がつかなかったことや改善項目などについて率直な意見を聞くことができました。また、盛川漁協の組合長も同席し、学生の発表内容や県の工事等について忌憚のない意見交換ができました。環境保護と河川等の工事は敵対的な立場になり批判ばかりとなりがちですが、率直な意見交換により、お互いの理解が深まったのではないかと思います。



大渡橋とその周辺河川敷の利用をみんなで考える会を開催！

釜石地域／3月9日、16日

3月9日(木)と16日(木)、釜石教育会館において「大渡橋とその周辺河川敷の利用をみんなで考える会」を開催しました。これは、大渡橋や周辺河川敷の活用について、市民の自由参加により意見を出し合い、市民生活の潤いや、地域の活性化につながる自発的な取り組みへ発展することをねらいとして開催したもの。参加者からは、「多目的広場として、継続的にイベントを開催したい」、「鮭の遡上が見たい。鮭の一本釣りなど、魚釣りをしたい」、「散歩をしたい」、「学習の場として活用したい」、「水、川、景色をきれいにしたい」、「洪水・津波対策を万全にして欲しい」といった様々な意見が出されました。



一般国道284号 砂子田工区 が開通！

一関地区／3月27日(月)

3月27日(月)、一般国道284号砂子田工区が開通しました。本路線は、陸前高田市と一関市を結ぶ幹線道路で、当該工区は、幅員狭小のため自動車交通の安全な通行に支障があるとともに、歩道が未整備であるため歩行者の安全が脅かされていました。

このため、平成12年度から道路整備に着手し、鋭意事業の進捗に努めてきました。当工区の完成により、円滑な自動車交通の確保及び歩行者の安全が図られます。

Information

開催等 のお知らせ

1

●森・川・海・交流サポート事業の実施団体を募集しています！

豊かな自然空間である河川流域全体の魅力を活用した、子どもたちの自然とのふれあいを通した遊びや体験学習等の機会を提供する住民団体等（自治会、特定非営利活動法人、河川愛護団体その他これらに類するものをいう）に対して補助金を交付することにより子どもを主役とした活発な交流活動を促すとともに、定着させることによって自然愛護の意識を持った人材を育成していくことを目的として、平成18年度から創設された補助金です。（平成15～17年度はともだち・川・交流サポート事業として実施）

■ 募集期間等

- (1) 募集期間：平成18年4月1日（土）～28日（金）
- (2) 募集团体数：5団体
- (3) 応募方法：「森・川・海・交流サポート事業補助金交付申請書」に必要事項を記入し、広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部及び土木センター並びに地方振興局土木部及び土木事務所に提出してください。
- (4) 選考方法：県管理二級河川における事業の有無、事業に参加する子どもの人数、交流団体数、活動日数、活動内容、選考委員会において優先順位を定めて選考し決定します。

詳細は、河川課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0605/hp0605/morikawa/morikawa.htm>

■ 問合せ先

岩手県県土整備部河川課河川海岸担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電話 019-629-5903



開催等 のお知らせ

2

●道と川ボランティア活動等支援事業の実施団体を募集しています！

ボランティアで「ゴミ拾い」や「草刈り」や「花壇の整備」などを行う方々を応援します。

この事業は、県管理の道路・河川・海岸で、「ゴミ拾い」や「草刈り」や「花壇の整備」などの清掃美化活動を行う方々を応援するために、物品の支給を行っています。

みんなの「道」・「川」・「海」を、みんなの力で守っていききたいと思います。

■ 支援内容

- 軍手、ゴミ袋、鎌、ほうき、草刈機の替刃、火箸、花木の種子、苗・肥料などの支給
- 収集したごみ等の運搬にかかるレンタカー使用料

■ 募集期間

- 随時

■ 申し込み

最寄の広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部及び土木センター並びに地方振興局土木部及び土木事務所へ、お気軽にお申し込みください。

詳細は、河川課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0605/hp0605/mitikawa/mitikawa.html>

■ 問合せ先

岩手県県土整備部河川課河川海岸担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電話 019-629-5903



1 opinion/idea/proposal/recommendation

県のホームページで各申請書等をプリントアウトする際、分かりにくい。初心者でも分かるようにしてほしい。

2006/1/4/知事ホームページ/盛岡市

建設業に係る申請書類のうち、特に変更届の様式については、変更内容ごとに提出する届出書の様式等が異なることから、これまで建設業の許可を受けた方にその内容を詳しく記載した「建設業許可を受けた後の注意事項」を配布し、周知徹底を図っていました。今後は、この注意事項を別途、平成 17 年 6 月中を目途に建設技術振興課のホームページへも掲載します。その内容で変更事項と提出様式をご確認の上、これまでの様式集ダウンロードサービスをご活用願います。

2 opinion/idea/proposal/recommendation

県営住宅について

入居後に収入が増えた場合の罰則規定は明示してあるのに、減収になった場合の規定がないのはどうしてか。（民間企業の場合、収入が減ることがある）税金を控除される前の収入基準額が 20 万円であるが、この月収で家族 4 人生活ができると思っているのか。

2006/1/4/電子メール/盛岡市

県営住宅の家賃は、入居者等の収入に応じて決定される仕組みのため、収入が増加すれば、当然、家賃も上がることになります。しかし、失業や病気等により、収入が減収した場合は、県営住宅等条例の規定により、県は家賃を減免（減免割合は、1 割から 9 割まで可能）し、または徴収を猶予することができます。

県営住宅に入居できる収入は、月額 20 万円以下とされていますが、この金額は、所得税法により算出した総所得金額から、世帯等の状況に応じて、同居親族控除などの控除を行った後の金額です。このため、例えば、家族 4 人（夫婦、子 2 人）であれば、510 万円（月額 42 万 5 千円）程度の収入まで入居が可能です。県としては、今後とも入居者等からの収入申告に基づき、適正に家賃決定を行っていきます。

3 opinion/idea/proposal/recommendation

道路の除雪後に、また道路に雪を出している人に対して、注意しても聞かない場合、何らかの罰則を設けてほしい。車での走行に大変、困難である。

2006/1/23/電子メール/不明

道路法上の道路に大量の雪を捨てるなどの、交通に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は道路法第 43 条の禁止行為に抵触することが考えられますが、そのような場合には同法第 99 条及び第 100 条に罰則の規程が定められています。

御提言の内容は民家等からの除排雪と思われるのですが、出入口等を確保するという事情も考慮され、なかなか判断が難しいことから、道路法の適用は困難と考えています。

しかし、冬場の安全な交通の確保に向け、今後とも道路周辺地域の皆様には、注意喚起を促すなどの P R 活動により、一層の御協力をいただきながら通行の確保に努めていきます。

4 opinion/idea/proposal/recommendation

県道の除雪について

昼間に除雪をきちんと行って、夜に道路が凍って道路状況が悪くなるのを防ぐようにしてほしい。

2006/1/23/電子メール/不明

県道の除雪については、降雪情報等をみながら、交通障害を起こさないよう適切な初期除雪や圧雪の除去を行い、良好な路面状態を保つように努めています。

御提言の時間帯については、郊外部の除雪は、気温が上がる日中に実施していますが、市街地等の幹線道路では、交通渋滞が発生し円滑な交通に影響を与えるとともに効率的な除雪が困難なため、やむなく夜間の作業になっています。

今後とも、国土交通省や関係市町村と連携を図りながら、安全な通行の確保のため適切な除雪に努めていきますので、御理解と御協力をお願いします。